

登園許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病 名	登 園 停 止 期 間
1	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)・带状疱疹(※①)	全ての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
13	新型コロナウイルス感染症(covid-19)	感染力が強いため医師の判断がでるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

提出先 たかつき保育園

園 児 名

病 名

上記の疾病により令和 年 月 日 から令和 年 月 日の
期間出席を停止し令和 年 月 日 から登園してよいことを証明します。

医療機関名

医 師 名

印